

## 令和5年第3回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和5年6月12日  
午前10時00分開議  
於 議場

### 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 行政報告  
    報告第 1号 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について  
    報告第 2号 令和4年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について  
日程第 5 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について  
日程第 6 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について  
日程第 7 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について  
日程第 8 議案第27号 氷川町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 9 議案第28号 令和5年度氷川町一般会計補正予算（第3号）について  
日程第10 議案第29号 工事請負契約の締結について  
日程第11 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

### 2. 出席議員は次のとおりである（12名）。

- |     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 飯田健二  | 2番  | 西尾正剛 |
| 3番  | 木下厚   | 4番  | 清田一敏 |
| 5番  | 長尾憲二郎 | 6番  | 吉川義雄 |
| 7番  | 上田俊孝  | 8番  | 三浦賢治 |
| 9番  | 上田健一  | 10番 | 松田達之 |
| 11番 | 片山裕治  | 12番 | 米村洋  |

### 3. 欠席議員はなし。

### 4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 山本昭義 書記 川野瑠美

5. 説明のため出席した者の職氏名

|           |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|
| 町 長       | 藤 本 一 臣 | 副 町 長   | 平 逸 郎   |
| 教 育 長     | 西 村 裕   | 総 務 課 長 | 増 永 光 幸 |
| 企画財政課長    | 西 村 憲 志 | 税 務 課 長 | 平 山 早 苗 |
| 町 民 課 長   | 坂 本 哲 也 | 福 祉 課 長 | 岩 本 博 美 |
| 農業振興課長    | 増 住 豪 二 | 農 地 課 長 | 坂 梨 俊 弘 |
| 建設下水道課長   | 白 丸 浩 二 | 地域振興課長  | 村 上 孝 治 |
| 会 計 管 理 者 | 星 田 達 也 | 学校教育課長  | 西 田 美 子 |
| 生涯学習課長    | 荒 平 健 二 | 代表監査委員  | 島 田 博 行 |

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） ただいまから、令和5年第3回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（米村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、10番、松田達之君、11番、片山裕治君を指名します。

-----○-----

### 日程第 2 会期の決定

○議長（米村 洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの5日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの5日間に決定しました。

-----○-----

### 日程第 3 諸般の報告

○議長（米村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回受理した請願・陳情等は、配付資料フォルダに格納しました請願・陳情一覧表のとおりです。

この中で、1番、国に対し適格請求書等保存方式インボイス制度の延期・見直しを求める陳情書は議会フォルダに資料を格納します。

次に、例月現金出納検査が実施されて、その報告書が提出されていますので報告します。

次に、令和5年4月26日に、熊本県町村議会議長会県当局等の要望活動が熊本市で開催され、副議長が出席しましたので報告します。

次に、令和5年5月23日に、全国町村議会議長会議長・副議長研修会が東京で開催され、また、24日に県関係国会議員への要望が行われ、それぞれ副議長が出席しましたので報告します。

次に、令和5年5月26日に、熊本県町村議会議長会理事会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、八代広域行政事務組合議会令和5年2月定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

次に、令和5年第1回氷川町及び八代市中学校組合議会定例会が開催され、また、

第2回氷川町及び八代市中学校組合議会臨時会が開催され、それぞれの会議録が提出されていますので報告します。

なお、これらの報告書及び会議録は議会事務局に保管してありますので、御自由に閲覧願います。これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第 4 行政報告

報告第 1号 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について

報告第 2号 令和4年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について

日程第 5 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について

日程第 6 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について

日程第 7 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について

日程第 8 議案第27号 氷川町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第28号 令和5年度氷川町一般会計補正予算（第3号）について

日程第10 議案第29号 工事請負契約の締結について

日程第11 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（米村 洋君） 日程第4、報告第1号、有限会社まちづくり振興会の経営報告についてから、日程第11、諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦についてまでを一括議題とします。

町長の挨拶及び提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。若鮎踊る初夏の季節を迎えておりますが、議員各位には日々御活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日は、令和5年第3回氷川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに大変お忙しい中にお繰り合わせ、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、行政運営、町政運営にあたりまして格段の御理解と御協力を賜り、心より感謝とお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染法上の位置づけが2類から5類に引下げられまして、今後は、ウィズコロナ、アフターコロナの取組を進めることにより、経済活動が好循環につながることを願っております。

また、第6回目のワクチン接種を医師会の先生方と連携を図りつつ、慎重かつ、万全を期して実施してまいります。

世界の情勢不安を背景に物価が高騰し、私たちの生活を圧迫しておりますが、その回復を図るため、国においては、電力、ガス、食料品等、価格高騰等重点支援策に向けた補正予算を成立させ、地方創生臨時交付金に上乗せして交付をいただいております。

す。また、県においても、物価高騰対応生活者支援交付金を交付することとされております。

このような交付金を活用しまして、本町におきましても、物価高騰対応生活者支援対策を実施することといたしております。主なものを少し御紹介いたします。

まず、L Pガス使用世帯支援事業として、ガス料金の一部を補助することとし、本定例会に補正予算を提案いたしております。

氷川町施設園芸燃油価格高騰対策支援事業として、施設園芸作物8品目の生産に関わる燃油代の一部を補助し、生産者の負担を軽減することとしております。これは昨年度からの継続でございます。

あわせて、氷川町工芸作物等燃油価格高騰対策事業といたしまして、工芸作物、い草、葉たばこ、2品種の燃油高騰代の一部を補助し、生産者の負担を軽減することとしております。

豊表経糸価格高騰対策事業補助金といたしまして、豊表経糸代の一部を補助し、生産者の負担を軽減することといたします。

物価高騰対策子育て応援券を支給いたしました。3歳未満児のおむつ、ミルク、おしりふきの購入クーポン券を交付し、子育て世帯の負担を軽減することといたしました。

その他、さまざまな、交付金事業を計画いたしております。それぞれの予算の中で、また御審議をいただければと思います。

さて、本町を含む九州北部地方は、例年よりも早い5月29日に梅雨入りをいたしました。それと同時に、台風2号が接近いたしまして、早々に大雨となりましたが、大きな被害もなく通過しまして、安堵しているところであります。

ただ、これからが本格的な雨期を迎えます。水害及び土砂災害等につきましては、警戒を怠らず、留意するとともに、大きな災害が起きないことを願っているところであります。

本町の防災関連対策につきましては、皆さま御承知のとおりでございますが、少し御紹介いたします。

地区防災計画、それぞれ町内39地区全てで見直しを完了いたしております。計画に沿った地区ごとの訓練を実施していただくよう、区長会議及び消防団幹部会議において、依頼をいたしました。

災害を未然に、また、最小限に防ぐためには、自分の身は自分で守る、自分たちのまちは自分たちで守るという意識のもとに、常に危機意識を持つことが必要であります。

あわせて、有事の際の迅速、的確な対応が最も重要でありまして、このことが、安全安心に暮らせるまちづくりにつながるものと考えますので、危機管理体制を強化するとともに、消防団並びに各地区の自主防災組織の活動支援を継続して行ってまいります。

さて、本定例会に提案しておりますのは、報告2件、承認3件、条例の一部改正1

件、令和5年度氷川町一般会計補正予算1件、その他1件、諮問1件でございます。

報告第1号は、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について、報告第2号は、令和4年度氷川町繰越明許繰越計算書（一般会計）についてでありまして、この後、担当課長より報告をさせます。

承認第2号は、専決処分した氷川町税条例の一部を改正する条例について報告し、承認を求めるものでございます。

承認第3号並びに承認第4号は、専決処分した令和5年度一般会計補正予算（第1号）並びに補正予算（第2号）について、報告し、承認を求めるものでございます。

議案第27号は、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第28号は、令和5年度氷川町一般会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ1億8,401万6,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ79億6,358万円とするものでございます。

歳入の主な予算として、国庫支出金9,094万1,000円、県支出金2,999万7,000円、繰越金4,980万5,000円。

歳出の主な予算は、民生費6,592万3,000円、土木費5,434万4,000円、農林水産業費3,921万8,000円、民生費1,103万7,000円であります。

議案第29号は、竜北体育センター空調設備改修工事請負契約の締結について、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

以上、簡単に説明申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議をいただき、円満なる御決定をいただきますようお願い申し上げます。挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（米村 洋君） これから、報告第1号から順次、詳細説明を求めます。農業振興課長、増住豪二君。

○農業振興課長（増住豪二君） 報告第1号、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和4年度有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況について、別紙のとおり報告いたします。

まず、事業年度であります令和4年度、営業計画の結果から御報告いたします。

直売所の①につきましては、出荷者8名が退会された一方で、新規に入会された方が4名ありました。売行き具合に応じて売場の整理、前倒しを行い、売れ残りを削減することで出荷意欲の向上に努めました。

③につきましては、JAグループとの取組を拡大させ、トマト、塩トマト、ショウガ、それから、トマトケチャップなどの加工品も含め取引を行っております。また、

夏場の商品対策として、道の駅阿蘇波野との連携により、キャベツ、大根等の高冷地野菜の取引が始まり、商品の拡充に努めました。

農家レストランの①につきましては、生産者の出荷物を優先、積極的に活用しています。また、当日使用する農産物名、生産者名など、生産者情報を店頭に表示し、お客様の信頼性の向上に努めました。

②につきましては、原材料や資材の価格高騰により収益に影響が出る中、メニューの見直しや原価率等のコスト意識の徹底を図り、コスト削減に努めました。また、人件費についても、スタッフのシフトの見直し、勤怠管理など、徹底したコスト削減に努めました。

資料の3ページを御覧ください。

おやつ工房の②につきましては、従来のお好み焼きを改良し、もち粉を使用したプチお好み焼きが好評で、売上げに大きく貢献しました。

特産品加工事業につきましては、コロナ禍により、対外的な営業活動が出来ない状況にありました。SNSによる情報発信を強化するとともに、47クラブなどECサイトを積極的に活用し、売上げ向上に努めました。

続きまして、当期の収支を御報告いたします。

6ページの損益計算書を御覧ください。

金額欄の数値を御覧ください。上から2段目の数字が売上高合計になりますが、1億9,395万970円に対して在庫や経費を引いたものが、上から10段目の営業損失金額409万7,146円になります。この額に、下から7段目の営業外収益1,140万8,639円を加えて、営業外費用を差し引いたものが、下から4段目の経常利益金額729万4,152円になります。この額から法人税等を差し引いて、当期純利益金額は1番下の711万1,581円となっております。

次に、5ページの貸借対照表を御覧ください。

右下純資産の部で、前期までの繰越利益に当期純利益711万1,581円を加えて、下から7段目の数字になりますが、利益剰余金は2,808万2,804円となっております。よって、純資産は資本金と合わせ、下から2段目の4,958万2,804円を保有しております。

最後に、8ページを御覧ください。

これは決算をまとめたもので、売上げと販売費及び一般管理費を項目別に計上しております。なお、1,000円以下は省略します。

売上げに関しましては、上の表になります。前年との比較で主なものは、直売所で、前年比伸び率106.4パーセント、1億1,507万円となりました。これは、コロナ禍における移動制限の解除など規制緩和により、来館者数が増加したことにより、売上げが増加したものです。

レストランは、前年並みの3,099万円となりました。コロナ禍における移動制限の解除など規制緩和により、物産会の来館者数は増加したものの、レストランの利用者数は伸び悩みました。メニュー品目の見直し、それから、メニュー表の工夫など

を行いまして、前年並みの売上げで推移いたしました。

おやつ工房は、前年比伸び率が127.7パーセント、658万円となりました。これは直売所同様、来館者数が増加したことにより、売上げが増加しました。

加工センターは、前年比伸び率が86.7パーセント、1,336万円となりました。コロナ前の取引も徐々に再開しつつありますが、安定した取引先が確保出来ない状況にあったため、売り上げが伸び悩みました。

次に、販売費及び一般管理費に関して、下の表になります。

前年比較で主なものは、1段目の給料、手当は811万円少なくなり、4,385万円。これは残業の削減、人員減により、人件費が減少したためです。

4段目の雑給は66万円多くなり、220万円。これは人員減に伴い、アルバイトを増やしたため、賃金が増加したものです。

18段目の水道光熱費は257万円多くなり、1,375万円。これは、電気料金等の値上げにより増加したものです。

販売費合計は下から8段目、1億2,595万円になります。

最終利益は6ページでも説明しましたが、1番下の711万円の黒字となっています。以上、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況について報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 報告第2号、令和4年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について、別紙のとおり報告いたします。

1枚開けていただきまして、繰越計算書を御覧ください。

令和4年度に議決いただきました、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金事業ほか11事業、翌年度繰越額合計1億2,521万4,000円です。

財源内訳としましては、未収入特定財源の国県支出金6,679万9,000円、地方債4,260万円、一般財源が1,581万5,000円となっております。これで、報告第2号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 税務課長、平山早苗さん。

○税務課長（平山早苗さん） 承認第2号、専決処分の報告及び承認について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

専決第2号は、氷川町税条例の一部を改正する条例になります。主な内容といたしましては、より環境性能のよい車両の普及を促進する観点から、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の適用期限を延長するもの。森林環境税の導入に伴い、関係規定を整備するもの。熊本地震による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用期間を2年間延長するもの。引用条項の整理及び文言の整理など、法律改正に伴うものでございます。

なお、税条例の改正内容は、令和5年4月1日から施行する必要があるため、地方税法等の一部を改正する法律が3月議会閉会後に国会において成立し、改正法律が3月31日に公布されました。

町議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付専決処分したものでございます。以上で、承認第2号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 承認第3号から承認第4号まで続けて説明いたします。

まず、承認第3号、専決処分の報告及び承認について説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年4月3日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求めるものです。

開けていただきまして、1ページを御覧ください。

専決第3号、令和5年度氷川町一般会計補正予算（第1号）です。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億7,106万8,000円とするものです。

7ページの歳出を御覧ください。

20款、衛生費、5項、保健衛生費、10目、予防費、12節、委託料92万4,000円は、令和5年度春開始の新型コロナウイルスワクチン接種のシステム改修にかかる費用で、財源を全額国費とし、対象者として、65歳以上の方と5歳以上65歳未満で基礎疾患を有する方、医療従事者等約5,000人を見込むものです。

続きまして、歳入を説明いたします。

6ページを御覧ください。

65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、15目、衛生費国庫補助金、5節、保健衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金92万4,000円は、今回の新型コロナウイルス追加接種の財源とするものです。以上が、専決第3号、令和5年度氷川町一般会計補正予算（第1号）の内容です。

緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分したものです。これで、承認第3号の説明を終わります。

続きまして、承認第4号、専決処分の報告及び承認について説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年4月26日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求めます。

開けていただきまして、1ページを御覧ください。

専決第4号、令和5年度氷川町一般会計補正予算（第2号）です。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ849万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ77億7,956万4,000円とするものです。

7ページの歳出を御覧ください。

15款、民生費、10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費、10節、需用費から18節、負担金補助及び交付金までの目、補正額849万6,000円は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金として、住民税非課税世帯等で児童手当等の受給者が養育する子ども1人当たり一律5万円を給付するもので、対象者は155人を見込み、財源を全額国費とするものです。

続きまして、歳入を説明いたします。

6ページを御覧ください。

65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、10目、民生費国庫補助金、10節、児童福祉費補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金849万6,000円は、低所得の子育て世代に対する子育て世帯生活支援特別給付金の財源とするものです。以上が、専決第4号、令和5年度氷川町一般会計補正予算（第2号）の内容です。

緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分したものです。これで、承認第4号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） 議案第27号について御説明いたします。

氷川町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業補助金交付要綱が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、熊本県重度心身障がい者医療費助成の受給者証と、国の法律等による公費負担医療の受給者証の両方を持っている受給者において、重度心身障がい者医療費助成事業の補助金交付要綱における一部負担金の定義に、一部の公費負担医療の自己負担額しか含めていないことから、定義に含まれない国の法律等による公費負担医療の受給者については、重度心身障がい者医療費助成の併用適用が出来ず、自己負担額が軽減されない状況が生じているため、県補助金交付要綱における一部負担金の定義の改正により、全ての公費負担医療費の給付を優先して適用し、その後、重度心身障がい者医療費助成を適用するものです。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものです。これで、議案第27号についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 議案第28号から議案第29号まで続けて説明いたします。

まず、議案第28号、令和5年度氷川町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

令和5年度氷川町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自

治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

開けていただきまして、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,401万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億6,358万円とするものです。

4ページを御覧ください。

第2表地方債補正です。土木債の限度額を1億9,220万円に変更するものです。歳出の主なものについて説明いたします。

10ページを御覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、13目、振興局費、18節、負担金補助及び交付金2,484万5,000円、LPガス使用世帯支援補助金は、物価高騰対応生活者支援対策として、LPガス使用世帯を支援するため、1世帯当たり6,000円を給付するもので、対象は3,500世帯を見込み、国県交付金を財源とするものです。

63目、学童保育所整備基金費、24節、積立金65万9,000円、竜北西部学童保育所整備基金積立金は、受領済みの寄附金から竜北西部学童保育所整備事業に要した費用を差し引いた寄附金を返還するため、事業に充当した寄附金の残額を基金に積み立てるものです。

11ページを御覧ください。

15款、民生費、5項、社会福祉費、5目、社会福祉総務費、10節、需用費から19節、扶助費までの目合計5,005万7,000円は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として、コロナ禍による光熱水費や食料品等の価格高騰の影響を受けている低所得世帯を支援するため、システムの改修や、一世帯当たり3万円の価格高騰重点支援給付金を給付するもので、対象は1,600世帯を見込み、国交付金を財源とするものです。

12ページを御覧ください。

22節、償還金利子及び割引料258万4,000円は、令和3年度、4年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の事業費確定に伴う国庫補助金の返還金です。

10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費、12節、委託料132万円は、妊娠届出時と出生届出時に、それぞれ5万円を給付している出産子育て応援給付金事業について、現在は、台帳等をエクセルで管理しておりますが、事務の軽減と他自治体との連携も必要なことから、総合行政システムを改修するための費用です。

19節、扶助費630万円、物価高騰対策子育て応援券支給事業は、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的負担を軽減するため、3歳未満児を対象に、子育て物資の購入に利用できるクーポン券を1人当たり3万円分配布するもので、対象者210人を見込み、国県交付金を財源とするものです。

物価高騰対策子育て支援臨時給付金の150万円は、当初160人分を計上していましたが、令和5年度出生見込みの50人分が計上漏れであったため、計上するもので、国県交付金を財源とするものです。

13ページを御覧ください。

22節、償還金利子及び割引料277万3,000円、竜北西部学童保育所整備事業返還金は、竜北西部学童保育所整備に要した費用の精算に伴い、受領済みの寄附金から事業に係る対象経費を差し引いた寄附金の残額を返還するものです。

15目、保育所費、18節、負担金補助及び交付金124万6,000円、物価高騰対策事業保育所等分補助金は、物価高騰の影響を受けている保育所等に対して、光熱水費等の一部を支援するもので、町内8つの事業所を対象とし、国県交付金を財源とするものです。

25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金3,676万1,000円のうち、攻めの園芸生産対策事業補助金110万7,000円は、果樹農家のコスト低減対策として、さく井及びポンプ一式を導入するための補助金で、費用の2分の1以内を県が補助するものです。

14ページを御覧ください。

産地生産基盤パワーアップ事業補助金79万9,000円は、国産麦生産拡大のため、農事組合法人がサブソイラー等の機械を導入するための補助金で、費用の2分の1以内を、国が県を通して補助するものです。

施設園芸燃油価格高騰対策支援事業補助金から豊表経糸価格高騰対策支援事業補助金までの4事業合計3,061万4,000円は、燃油価格や飼料価格、材料費などの高騰による上昇分の一部を補助するもので、国交付金を財源とするものです。

攻めの園芸緊急生産対策事業補助金394万1,000円は、果樹農家の生産力向上や省力化などを目指すため、施設整備や機械導入を支援するための補助金で、費用の3分の1以内を県が補助するものです。

30目、農産加工センター費、17節、備品購入費16万5,000円は、農産加工センターにある足踏み式シーラーが老朽化により使用出来なくなったため、新たに購入するものです。

15ページを御覧ください。

35款、土木費、10項、道路橋りょう費、15目、道路新設改良費、14節、工事請負費950万円は、町道吉本本山線、町道高速道路側道1号線の道路改良工事に係るもので、当初予算計上時に設計業務が完了しておらず、概算工事費を計上しておりましたが、設計業務の完了に伴い、工事設計額が確定したため、不足分を計上するものです。

16節、公有財産購入費276万5,000円は、町道中網道西網道線道路改良事業に伴う用地購入費で、補償額の確定に伴い、計上するものです。

21節、補償補填及び賠償金2,195万5,000円は、町道柵6号線、町道高速道路側道1号線の道路改良事業に伴う立木補償金と、町道中網道西網道線の道路改良事業に伴う建物等の補償金で、補償額の確定に伴い、計上するものです。

16ページを御覧ください。

25項、住宅費、10目、住宅建設費、12節、委託料2,012万4,000円、

地域優良賃貸住宅整備事業調査委託料は、氷川警察署跡地の住宅整備事業に伴う要求水準書を作成するに当たり、現地の詳細な情報を調査する必要があるため、アスベスト等調査業務や地質調査業務などを委託するものです。

17ページを御覧ください。

45款、教育費、20項、社会教育費、10目、公民館費、18節、負担金補助及び交付金68万円、地区集会所施設等建築費補助金は、鹿島地区公民館と南鹿野地区公民館のトイレ改修等に係る町費補助金です。

次に、歳入の主なものについて説明いたします。

7ページを御覧ください。

65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、5目、総務費国庫補助金、5節、総務費補助金9,071万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、各種物価高騰対策支援事業の財源とするものです。

30目、5節、石油貯蔵施設立地対策等交付金55万円の減額は、石油貯蔵量調査の結果、八代の石油コンビナートの石油貯蔵量が基準の10万キロリットルに満たなくなったため、交付されないこととなったものです。

35目、教育費国庫補助金、13節、学校教育補助金70万7,000円、教育支援体制整備事業費補助金は、宮原小学校に配置している医療的ケア看護職員に係る経費の財源とするものです。

70款、県支出金、10項、県補助金、5目、総務費県補助金、5節、総務費、補助金2,351万6,000円、物価高騰対応生活者支援交付金は、各種物価高騰対策支援事業とLPガス使用世帯支援補助金の財源とするものです。

10目、民生費県補助金、10節、児童福祉費補助金62万3,000円、物価高騰対応事業保育所等分補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響で、光熱費が高騰している保育所等を支援するための補助金の財源とするものです。

20目、農林水産業費県補助金、5節、農業費補助金合計584万7,000円は、攻めの園芸生産対策事業補助金などの補助事業の財源とするものです。

8ページを御覧ください。

85款、繰入金、10項、基金繰入金、20目、5節、合併振興基金繰入金420万円の減額と、30目、5節、ふるさと氷川応援基金繰入金600万円の減額は、プレミアム付商品券販売事業や物価高騰における給食費の補助などについて、当初、それぞれの基金繰入金を充当しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されることとなったため、財源を組み替えるものです。

9ページを御覧ください。

60目、5節、竜北西部学童保育所整備基金繰入金277万2,000円は、竜北西部学童保育所整備に要した費用を差し引いた寄附金を返還するため、一般会計に繰り入れるものです。

99款、5項、町債、20目、土木債、30節、過疎対策事業債2,070万円は、道路新設改良事業の財源とするものです。これで、議案第28号の説明を終わります。

次に、議案第29号、工事請負契約の締結について説明いたします。

竜北体育センター空調設備改修工事について、工事請負契約を締結するために、議会の議決を求めるものです。

契約金額を6,820万円とし、契約の相手方を熊本県八代郡氷川町鹿島745番地4、株式会社上村工業、代表取締役上村幸義様とするものです。

提案理由といたしまして、竜北体育センター空調設備改修工事請負契約の締結については、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要ですので、提案するものです。これで、議案第29号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 諮問第1号について、御説明をいたします。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町早尾999番地、氏名、草野信一、生年月日、昭和30年3月31日生まれでございます。

同氏は令和2年から同職にあり、誠実にその職責を果たしていただいております。また、民生委員児童委員も併任され、地域の実情にも詳しく、地区住民から信頼されております。お互いの人格や個性を尊重し支え合うことの大切さを伝える人権擁護委員として、今後も活躍が期待出来ますので、再任していただきたく、候補者として推薦してよろしいか、議会の意見を求めます。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。

ここで、11時まで暫時休憩いたします。

-----○-----

午前10時48分

午前11時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。承認第2号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第3号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第4号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号について質疑ありませんか。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 10ページの10款、総務費、5目、一般管理費のLPガス使用世帯支援補助金について、先ほど、1世帯に6,000円を支給すると言われましたが、どういう方法でされるのでしょうか。内容をもう少し聞かせていただきたいと思います。先ほどの専決処分の説明のときに、住民税非課税世帯に対するクーポン券の支給の話がありましたが、ガスの補助金については、支給するという説明だけだったので、その支給方法を聞かせてください。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） このLPガス支援につきましては、現在、熊本県で準備を進めておられます。ただし、実施主体につきましては、市町村ということで新聞報道等で周知されているところです。方法につきましては、市町村が、熊本県のLPガス協会を通して、LPガスの使用世帯に支援をするという流れになっているところです。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 熊日新聞に、県が半額を補助します、という記事が載りました。それを読むと、市町村が決める現金給付や地域振興券発行といった支援の半額を県が出すとなっていて、氷川町の場合は、現金を給付されるのか、それとも地域振興券という形でされるのか、そこを聞かせてください。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 氷川町につきましては、現金で支給することにしております。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。上田俊孝君。

○7番（上田俊孝君） 令和5年の補正予算一般会計の12ページ。258万4,000円の、非課税世帯に対する給付金3万円は、最短でいつ支給されるのかを教えてください。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） ただいまの258万4,000円の給付金の支給につきましては、既に終わっております。今回は、給付金の返還金の計上になります。

○議長（米村 洋君） 上田俊孝君。

○7番（上田俊孝君） 非課税世帯のところに、また3万円の給付金が来るとは思いますけれど、その支払い日について、最短でいつか教えてください。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） 7月上旬に確認書を発送いたしまして、第1回目は7月21日を計画しております。以上です。

○議長（米村 洋君） 上田俊孝君。

○7番（上田俊孝君） 7月21日が最短ということでもいいんですね。

○議長（米村 洋君） 岩本博美さん。

- 福祉課長（岩本博美さん） はい。そういうことになります。
- 議長（米村 洋君） 上田俊孝君。
- 7番（上田俊孝君） 何世帯ぐらいを予定されていますか。
- 議長（米村 洋君） 福祉課長、岩本博美さん。
- 福祉課長（岩本博美さん） 3万円の1,600世帯を計画しております。以上です。
- 議長（米村 洋君） 上田俊孝君。
- 7番（上田俊孝君） 分かりました。ありがとうございます。
- 議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。  
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。  
次に、議案第29号について質疑ありませんか。  
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号から議案第29号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号から議案第29号までは、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。
- 以上で本日の日程は終了しました。  
本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時7分